

平成 28 年 1 月 20 日
経理課契約検査係

総合評価方式の一部改定について

総合評価方式〔特別簡易型〕及び総合評価方式〔技術力評価型〕について、入札参加希望者数の増進を図るため、下記のとおり改定する。

記

主な改定内容

1. 総合評価方式〔特別簡易型〕

(1) 基準日の定義

現行

各四半期の初日（4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日）のうち発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

改定後

発注予定の公表を開始する日の前日とする。

2. 総合評価方式〔技術力評価型〕

(1) 基準日の定義

総合評価方式〔特別簡易型〕の内容に同じ

2. 施行日

平成 28 年 1 月 21 日以降に公表する案件から適用する